

# 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（案）【概要】資料2

## 1. 基本的考え方

- 平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマ

## 2. 一括法案の提出等

- 法律改正事項については、一括法案等を令和5年通常国会に提出することを基本
- 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告
- 計画策定等については、「ナビゲーション・ガイド」の作成を行うとともに、計画策定を含む法律案等について内閣府への事前相談に加え、地方公共団体の全国的連合組織へ早期に情報提供

## 3. 対応状況 ※精査中

- 令和4年の提案291件のうち、予算編成過程での検討を求めるもの、これまでの提案募集で既に扱われたもの、提案募集の対象外であるもの等を除き、235件について内閣府と関係府省との間で調整。（件数）

提案の趣旨を踏まえ対応	現行規定で対応可能	小計(A)	実現できなかったもの(B)	合計(C) = (A+B)
198	15	213	22	235

# 令和4年の地方からの提案等に関する主な対応（案）

## 重点募集テーマに関するもの

計画策定等

- ① 公立大学法人における年度計画の作成及び年度評価の廃止
- ② 地震防災緊急事業五箇年計画の策定事務の見直し
- ③ 日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針を柔軟に策定できることの明確化
- ④ 医療計画と関係計画を一体的に策定できることの明確化
- ⑤ 空き家対策総合支援事業の実施に必要な計画の整理及び記載内容の簡素化

デジタル

- ⑥ 住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大（所有者不明土地法、森林法等に基づく事務）
- ⑦ 戸籍情報連携システムの利用事務の拡大（管理不全空家の所有者特定に関する事務）
- ⑧ 固定資産評価額等の市町村から都道府県への通知方法の見直し
- ⑨ 国家資格等手続のオンライン化の対象資格拡大とオンライン手続時の都道府県経由事務の見直し
- ⑩ セーフティネット保証及び危機関連保証の認定に係る事務手続のオンライン化等

## その他の事項に関するもの

### <災害対策>

- ⑪ 罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において固定資産課税台帳等の情報の利用を可能とすること

### <行政手続の効率化等>

- ⑫ 建築主事の任用に必要な建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し

### <医療・福祉>

- ⑬ 生活保護の受給開始に伴う国民健康保険の資格喪失に係る届出を省略可能とする見直し

# 公立大学法人における年度計画の作成及び年度評価の廃止

現行

- 公立大学法人においては、以下の事項が毎年度義務付けられている

- ・年度計画の作成
- ・業務実績報告書を作成し、評価委員会の年度評価を受ける

〔設立団体の長の附属機関〕



※国立大学法人においては、  
年度計画、年度評価ともに令和4年4月に廃止

## 支障

- 公立大学法人：  
中期計画(6年)があるにも  
かかわらず毎年の策定は負担
- 地方公共団体(設立団体)：  
年度評価に係る事務負担が大きい

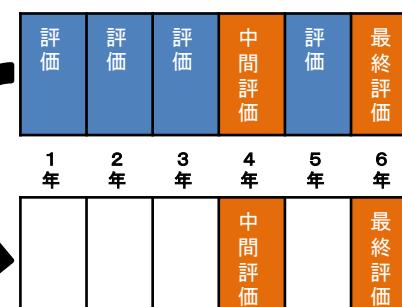


教育の質の向上や地域貢献に  
十分に取り組めていない

見直し後

- 国立大学法人の例を踏まえ、  
年度計画及び年度評価を廃止

中期計画の期間中の年度評価が6回→2回に！



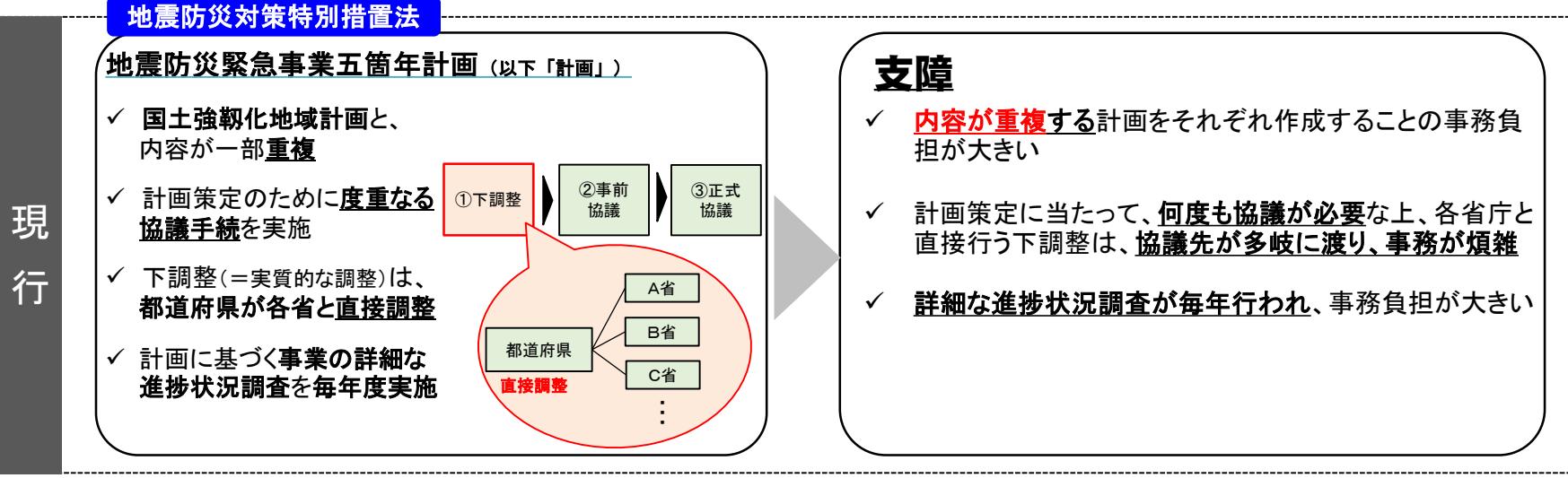
## 効果

- 地域における高等教育機会の提供や、  
地域社会での知的・文化的拠点として  
の業務を行うことができる

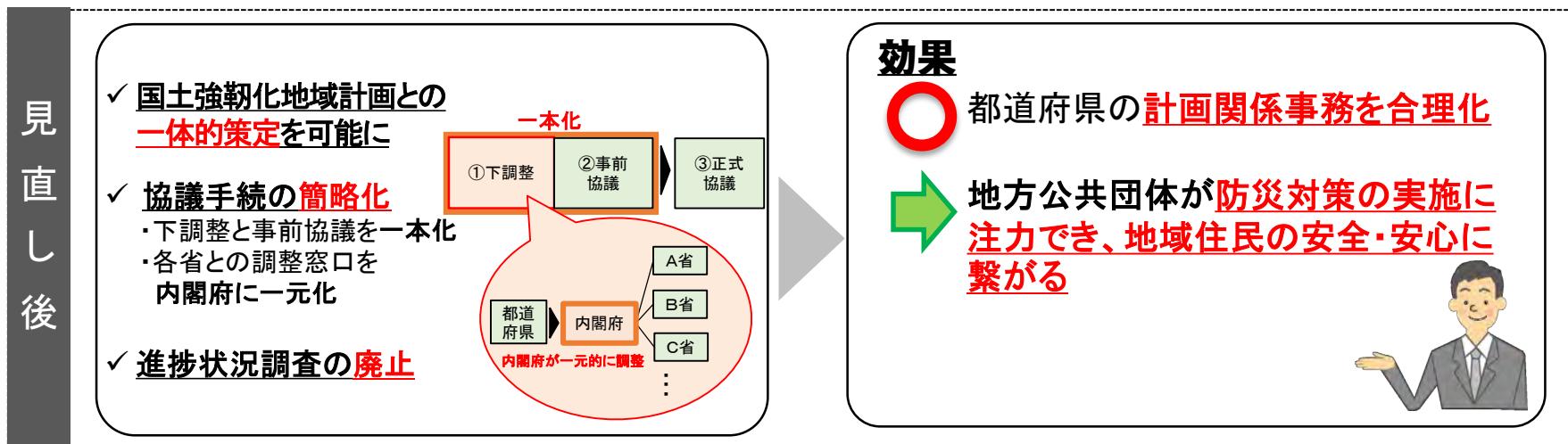
公立大学が本来の役割に資する業務に  
一層取り組むことが可能に！



# 地震防災緊急事業五箇年計画の策定事務の見直し

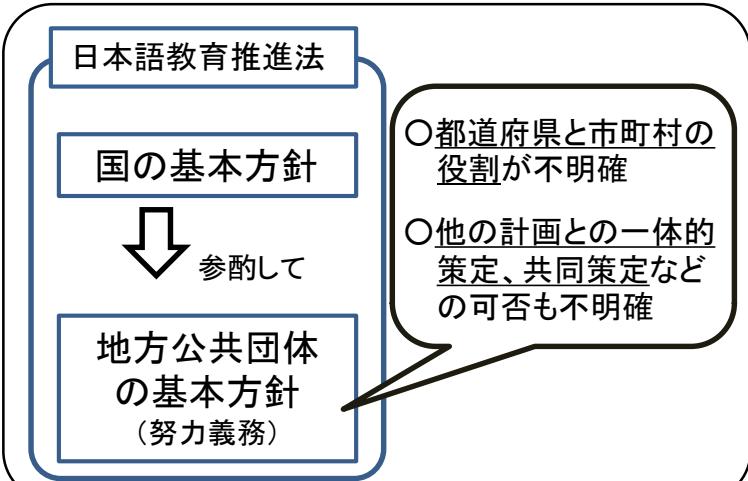


類似計画との一体化、協議手続きの簡略化など、運用の変更



## 日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針を柔軟に策定できることの明確化

現行



### 支障

- 基本的な方針の策定に係る負担が大きい
- 既に地方公共団体では多文化共生・国際化についての計画が策定されている例があり、方針と重複する部分がある



「基本的な方針の柔軟な策定等が可能であること」を通知により明確化

見直し後

- 他の計画との一体的策定 **可能**
- 複数の地方公共団体との共同策定 **可能**
- 都道府県が圏域内の実情を踏まえた基本的な方針を策定すれば、市町村が基本的な方針を策定する必要はないこと



柔軟な対応ができるることを明確化

### 効果

- 柔軟な方針の策定・柔軟な施策の推進が可能となり、**業務の合理化・円滑化**
- 多文化共生に係る施策等との連携も容易に**
- 都道府県と市町村など**関係機関が協力して施策の方向性を決定することも容易に**

**日本語教育を推進するための施策の推進に寄与**



## 医療計画と関係計画を一体的に策定できることの明確化

現行

- 都道府県策定の医療計画には、がん、脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患等の治療・予防に関する事項を記載しなければならない
- 別途、個別疾患に係る計画として、都道府県がん対策推進計画、都道府県循環器病※対策推進計画を策定しなければならない  
※ 脳卒中、心臓病その他の循環器病を意味する
- 他にも、様々な医療関係計画が存在する



### 支障

- 内容が重複する計画を複数策定することで、
  - ・都道府県において、計画策定に係る事務負担が大きい
  - ・住民にとっても、地域の行政がどういった計画に基づいて行われているかわかりにくい



↓ 都道府県に通知

見直し後

- 医療関係計画を一体的に策定できることを明確化
- 併せて、策定手続を合理化できることを明確化

### 効果

- 地方公共団体の計画策定に係る負担が軽減され、計画に基づく施策の実施に集中できる
- バラバラだった計画が統合されることで、住民にとって分かりやすさが向上し、理解が深まる



# 空き家対策総合支援事業の実施に必要な計画の整理及び記載内容の簡素化

現行

## 空き家対策総合支援事業（補助事業）

空き家の除却や活用等に取り組む市区町村を支援。

補助事業の実施にあたっては、以下の2つの計画の策定が必要。

- **空家等対策計画**…市区町村の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために定める法定の計画
- **空き家対策総合実施計画**…事業の内容や期間などの詳細を定める計画。補助要綱（住宅市街地総合整備事業制度要綱）に基づき、「空家等対策計画」と整合をとる必要

※「空家等対策計画」の策定は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条にて、市区町村において任意とされている。



## 支障

- 「空家等対策計画」と「空き家対策総合実施計画」の2つの計画策定により、**市区町村に多大な事務負担**が生じている

- 両計画には対象地区や空き家対策に関する基本の方針などの記載内容が重複する部分があり、**事務の非効率**が発生している



見直し後

## 補助要綱（住宅市街地総合整備事業制度要綱）を改正

- 「空家等対策計画」に記載すべき事項を包含した「空き家対策総合実施計画」の策定により「空家等対策計画」を別途策定せずとも、補助事業の実施が可能
- 市区町村の意向により両計画の策定を継続する場合においても、重複箇所の記載を不要化する等の簡素化を実施



## 効果

- 計画策定に関する**事務負担が軽減**され、**管理不全空家の解消や発生抑制**のための具体的な取組に注力することが可能に



# 住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大 (所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、森林法等に基づく事務)

現行

## 住民基本台帳法

- ①所有者不明土地法<sup>(注1)</sup>に基づく土地所有者探索事務
- ②森林法に基づく林地台帳作成事務 等※  
を行うために、**住民票の写し等について、地方公共団体間での請求(公用請求)や、申請等での添付が必要**

所有者等の現住所を速やかに  
特定する必要がある



※上記の事務のほか、①森林經營管理法、②不動産登記法、③表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律に基づく事務などについても、所有者不明土地対策として住基ネットの利用を可能とする(注2)。

## 支障

- 公用請求は件数が膨大であり、複数回要する場合もあることから、**所有者等の現住所の特定に時間を要する上、事業実施者等(地方公共団体等)にとっても、対応する市区町村にとっても負担となる**

事業実施者等  
(地方公共団体等)



公用請求

住民票の写し等の交付

市区町村



- 申請等の添付書類として住民票の写し等が必要とされる場合も、**住民票の写し等を交付する市区町村の事務負担となっている**。

見直し後

住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務に  
所有者不明土地法等に基づく事を追加



住民基本台帳ネットワークシステムを  
利用することにより、  
**○公用請求が不要に**  
**○住民票の写し等の添付が不要に**



## 効果

- 所有者等の現住所の速やかな特定が可能となり、**各事務の円滑な実施に寄与**
- 市区町村では、**公用請求への対応や住民票の写し等の交付に係る事務が減少し、行政事務が効率化**
- 申請書類等の削減により、**申請等の手続負担が軽減**



(注1) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)

(注2) その他、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づく事務についても住基ネットの利用を可能とする措置を講ずる。

## 戸籍情報連携システムの利用事務の拡大（管理不全空家の所有者特定に関する事務）

現行

### 戸籍法

- 空家の所有者の特定等のため、市区町村が戸籍謄本等の公用請求を行う場合、**本籍地の市区町村への請求が必要**



### 支障

- 公用請求は、本籍地の市区町村に対して**郵送でやり取りする場合が多い**ため、戸籍謄本等を得るために**1ヶ月程度の日数を要する場合がある**
- 所有者等が不明の空家等について、**所有者の特定に時間要する**

所有者等が不明の空家等

住民の生活環境に  
深刻な影響



見直し後

- 市区町村の事務担当部局が、同一市区町村の戸籍担当部局に公用請求し、**戸籍情報連携システム**（令和5年度末に稼動予定）を利用して戸籍情報を取得することを可能（注）とする



### 効果

- 市区町村における**公用請求に係る事務の効率化**に資する
- 市区町村は、**管理不全の危険な空家等**に対して、速やかに改善依頼や勧告等**を行うことが可能**となる

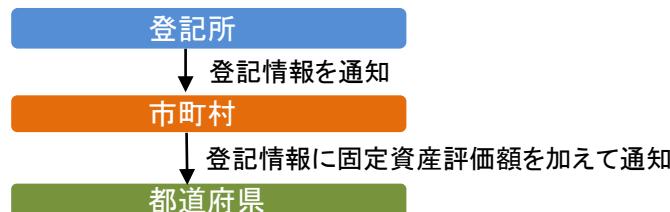


（注）戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）により、本人等については、本籍地以外の市区町村へ戸籍謄本等の請求が可能となる措置が既に講じられている（公布の日（令和元年5月31日）から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。

## 固定資産評価額等の市町村から都道府県への通知方法の見直し

現行

- 都道府県の不動産取得税に係る課税事務について、  
・市町村が、登記所から通知される登記情報に加えて、固定資産ごとの固定資産評価額を都道府県に通知している



### 支障

- 市町村は、登記1件ごとに固定資産評価額を抽出する事務が発生し、手書きで書き写す場合もあるなど、事務に多大な負担が生じる

※都道府県の職員が登記所を訪問し、手書きで固定資産評価額を書き写している場合もある。



見直し後

地方公共団体の基幹税務システムの標準化  
※原則、令和8年度から

- 市町村の税務システムにおいて、固定資産評価額等を電子データにより出力することが可能に



地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の更改  
※令和8年度の秋を予定

- 市町村から都道府県へ固定資産評価額等の電子データをオンラインで通知することが可能に

### 効果

- 地方公共団体の不動産取得税に係る事務負担が軽減される

